

公正な研究活動の推進に関する令和 4 年度実施方針について（案）

公正な研究活動の推進等に関し、令和 4 年度に文部科学省において以下の取組を実施する。

1. 研究機関の体制整備等の状況の確認・指導・助言

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく研究機関の体制整備等の状況を確認するため、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び文部科学省が措置する基盤的経費（運営費交付金、私学助成）に応募する又は配分を受ける研究機関に対し、「ガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）の提出を求め、規程・体制整備等の状況に不備が認められる研究機関に対して指導・助言を実施する。

（1）令和 3 年度の体制整備状況等の調査

令和 3 年度チェックリストの提出（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）があった機関は、2,114 機関であり、このうち、規程・体制整備等の状況に不備が認められる機関は 706 機関であった。引き続き、書面による指導・助言を行っていく。

速やかな対応が行われない研究機関に対しては、対面による確認・指導（体制整備等詳細確認調査）を実施するとともに、必要に応じて、管理条件（改善事項、履行期限）の付与や翌年度の間接経費の削減等を検討する。

なお、管理条件が付与された機関に対しては、履行期限後に、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査及び措置に関する要項」（参考 2-1）に基づき、「管理条件対応状況調査」を対面により実施する。調査の結果に応じて、公正な研究活動の推進に関する有識者会議の助言を踏まえ、間接経費の削減や競争的資金の配分停止等を行うこととする。

（2）令和 4 年度の体制整備状況等の調査

令和 4 年度チェックリストの提出を求め、研究機関の規程・体制整備等の状況を確認する。

○対象機関

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金により研究活動を実施する研究者が所属

する機関、基盤的経費（運営費交付金、私学助成等）により研究活動を行う機関

○チェックリストの提出時期

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

○チェック項目例

- ・ 研究倫理教育を実施する体制の整備状況
- ・ 研究者等に対する研究倫理教育の受講の義務付け状況
- ・ 研究者等に対する研究倫理教育の実施、受講状況
- ・ 研究データの保存の義務付け状況
- ・ 研究データの必要に応じた開示の義務付け状況
- ・ 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の設置状況
- ・ 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程の整備状況

2. 優れた取組事例等の普及・啓発等

(1) ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の実施

研究機関への訪問等により、当該研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認するとともに、研究機関での体制整備等の状況を踏まえ、所属する研究者（指導教員）の取組、若手研究者（学生含む）への指導などの実態を把握し、他の研究機関の参考となる特徴的な取組などを公表することにより、他の研究機関及び研究者の取組を促進させる。

○対象機関

令和3年度チェックリスト及びそのフォローアップの回答等から、ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況が進んでいると考えられる研究機関の中から、地域性、研究分野、過去の不正事案の有無等を考慮し、対象を抽出する。
(10～15 機関程度を予定)

○実施時期

令和4年6月頃～令和5年1月頃

○調査方法

対面での聞き取り、研究者等との意見交換、事前調査票に関する確認等

○調査内容：

I. 研究機関における取組

- (a) 研究不正防止に係る体制及び規程等の整備状況
- (b) 研究倫理意識の醸成に向けた取組
- (c) 研究データの保存・開示に関する取組
- (d) 機関誌に関する投稿規程等の整備状況

II. 研究室・ゼミ等における取組と研究指導

- (a) 研究上のルール・作法等の共通理解の醸成に向けた取組（方法・内容）
- (b) 研究倫理意識の醸成に向けた取組
- (c) 研究データの保存・開示に関するルール・取組
- (d) 研究指導の体制
- (e) 若手研究者・大学院生・学部学生の研究内容の確認・指導の方法・内容
- (f) 大学院生・学部学生の論文執筆に係る指導の方法・内容 など

III. その他研究不正防止に向けた取組

研究機関の実施する研究倫理教育と研究室・ゼミでの取組の連携 など